

## 京丹後市競争入札心得（工事・測量等業務用）

### （目的）

第1条 京丹後市（以下「市」という。）が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札、公募型指名競争入札及び通常指名競争入札（以下「入札」という。）を行う場合並びに京丹後市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して入札を行う場合（以下「電子入札」という。）における取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、京丹後市契約規則（平成16年京丹後市規則第72号。以下「規則」という。）及び京丹後市電子入札運用基準（平成21年京丹後市告示第32号。以下「運用基準」という。）に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### （電子入札対象案件）

第2条 電子入札の対象案件は、入札公告又は指名通知書において、電子入札である旨、記載がある案件とする。

### （利用者登録）

第3条 電子入札に参加しようとする者（以下「電子入札参加者」という。）は、個別案件の手続を行う前に、電子入札システムに電子入札参加に必要な電子入札参加者の情報の登録（以下「利用者登録」という。）をしなければならない。

2 電子入札システムの利用者登録をした者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者登録の変更を行わなければならない。

### （入札参加資格等）

第4条 入札参加者（紙入札方式のみで行われる入札（以下「通常入札」という。）に参加しようとする者、電子入札参加者及び電子入札において市の承諾を得て紙入札により入札に参加しようとする者（以下「紙入札者」という。）をいう。以下同じ。）のうち一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告で示す一般競争入札参加資格確認申請書（添付書類を含む。電子入札においては、競争参加資格確認申請書（添付資料を含む。）。）を提出して、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 入札参加者のうち公募型指名競争入札に参加しようとする者（指名競争入札参加資格を有する者に限る。）は、入札公告で示す公募型指名競争入札参加申請書（添付書類を含む。電子入札においては、技術資料（添付資料を含む。）。）を提出して、指名のための選考を受けなければならない。

3 入札には、第1項の場合については一般競争入札参加資格確認通知（電子入札においては、競争参加資格確認通知）を受けた者、前項の場合及び通常指名競争入札の場合については指名通知を受けた者でなければならない。

(入札保証金等)

第5条 入札参加者は、開札の開始までに入札金額(消費税及び地方消費税を含めた額とする。)の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を入札手続における担当部局に提出しなければならない。
- 3 入札保証金は、落札者に対しては契約保証金納付後(規則第52条第2項の規定により契約保証金の納付を免除された者にあつては、契約の確定した時)に、落札者以外の者に対しては入札執行後にこれを還付する。
- 4 落札者が、契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属する。

(入札を行うことができる者)

第6条 入札を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 入札参加者又はその代表者
  - (2) 年間委任状により契約等の権限を入札参加者又はその代表者から委任された支店長等(以下「支店長等」という。)
  - (3) 当該入札に関する権限を入札参加者若しくはその代表者又は支店長等から委任された者
- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札に利用できるICカード(運用基準第2条第6号に規定する「ICカード」をいう。以下同じ。)は、次に掲げる者のICカードとする。
- (1) 入札参加者又はその代表者
  - (2) 支店長等
- 3 代理人が入札しようとするときは、委任状(様式第1号)を提出しなければならない。
  - 4 入札参加者は、令第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人とすることができない。
  - 5 入札参加者(その代表者及び代理人を含む。以下この条において同じ。)は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。
  - 6 入札参加者は、当該入札について他の入札参加者のICカードを使用して入札することはできない。

(入札等)

第7条 前条第1項に掲げる者(以下「入札者」という。)は、入札に当たっては、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

- 2 入札者は、入札公告、入札説明書、図面、仕様書、指名通知書、質問回答書、運用基準等を熟覧の上、入札しなければならない。
- 3 入札者は、図面、仕様書等(以下この項において「設計図書等」という。)に疑義があるときは、設計図書等に関する質疑書(様式第2号)に質疑事項を記入し、入札公告、指名通知書等で示す方法により、所定の日時までに提出しなければならない。
- 4 入札者は、前項に規定するほか、入札公告、入札説明書、図面、仕様書、指名通知書、運用基準、電子入札システムの運用等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 5 入札者は、通常入札の場合であって入札公告、指名通知書等で指示があった場合については、入札に際し、入札書記載金額の工事費内訳書（業務委託内訳書その他内訳書を含む。以下「内訳書」という。）を必ず持参し、入札執行者がこれを求めた場合は、これを提示しなければならない。ただし、必要と認められる場合においては、入札執行者は、内訳書の提出を求めることができる。
- 6 入札者は、通常入札の場合については、入札用封筒に入れた入札書（様式第3号）を入札箱に投函し、電子入札の場合については電子入札システムの入札書提出締切日時までに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、内訳書とともに入札書の電子提出（運用基準第2条第2号に規定する「提出」をいう。以下同じ。）を行わなければならない。
- 7 郵送による入札は、入札条件に明示した場合に限り、これを行うことができる。
- 8 入札者は、一旦入札書を入札箱に投函し、若しくは電子提出をし、又は前項で定めるところにより郵便で提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。
- 9 通常入札の場合においては、入札者以外の者は、入札場に立ち入ってはならない。

#### （入札の辞退）

- 第8条 通常指名競争入札で指名通知を受けた者が入札を希望しない場合又は入札に参加できない事情がある場合においては、開札の開始（電子入札については入札書提出締切日時）に至るまで（通常入札については入札箱に入札書を投函した後、電子入札については入札書を提出した後は除く。）は、入札を辞退することができる。
- 2 前項の規定により、入札を辞退しようとする者は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める入札辞退の手続を行わなければならない。
    - (1) 通常入札の場合 辞退する具体的理由を記載した入札辞退届（様式第4号）を入札手続における担当部局に直接持参し、又は入札日の前日までに到達するように郵送して申し出なければならない。
    - (2) 電子入札の場合 電子入札システムにより、辞退する具体的理由を入力した辞退届を電子提出しなければならない。なお、電子提出された辞退届に、辞退する具体的理由の入力がない場合、辞退する具体的理由を記載した入札辞退届（様式第4号）を入札事務関係職員が指示する方法により提出しなければならない（紙入札者においては、辞退する具体的理由を記載した入札辞退届（様式第4号）を入札手続における担当部局に直接持参し、又は電子入札システムの入札書提出締切日時までに到達するように郵送して申し出なければならない。）。
  - 3 第1項の規定は、第14条に規定する再度入札（以下「再度入札」という。）を行う場合についても準用する。この場合、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める入札辞退の手続を行わなければならない。
    - (1) 通常入札の場合 再度入札の開札の開始に至るまで（入札箱に再度の入札書を投函した後は除く。）に、入札辞退届（様式第4号）又は辞退する旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出しなければならない。
    - (2) 電子入札の場合 再度入札の入札書提出締切日時に至るまで（再度の入札書を提出した後は除く。）に、電子入札システムにより辞退届を電子提出しなければならない（電子入札

- システムによる辞退届の電子提出が困難な場合は、入札辞退届（様式第4号）を入札手続における担当部局に直接持参又は入札事務関係職員が指示する方法により提出を行うこと。）。
- 4 一般競争入札又は公募型指名競争入札（以下「募集型競争入札」という。）で参加申請等を行った者が一般競争入札参加資格確認通知（電子入札においては、競争参加資格確認通知。）又は指名通知（以下「資格確認通知等」という。）前に、当該申請等を取り下げる場合においては、その旨及び具体的理由を記載した入札参加申請取下届（様式第4号の2）を入札手続における担当部局に直接持参して申し出なければならない。
  - 5 募集型競争入札で資格確認通知等を受けた者が正当な理由なく入札を辞退した場合においては、市の指名停止措置を行うことがある。
  - 6 募集型競争入札で再度入札を行う場合において、入札を辞退した場合は、前項の規定を適用しない。この場合、入札辞退の手続は、第3項の規定によるものとする。
  - 7 正当な理由なく無断で入札に参加しなかった場合は、市の指名停止措置を講ずることがある。

#### （公正な入札の確保）

第9条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札参加者は、資格確認通知等を受理して以降入札までの間、入札の公平性及び透明性を損なわない事項で、業務実施上、特に必要があると発注者が認める場合を除き、発注者側の職員に対して面談等を行ってはならず、これに抵触する場合には、次条に定める措置を講じるとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為として、公正取引委員会に通知することがある。
- 5 入札参加者は、談合情報等があった場合には、発注者の事情聴取等に協力しなければならない。

#### （入札の取りやめ等）

第10条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 天災その他やむを得ない事由がある場合は、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。
- 3 初度の入札において、入札参加者が1人の場合は、入札を執行しない。ただし、募集型競争入札においては、入札参加者が1人の場合であっても入札を執行することができる。
- 4 再度入札においては、入札参加者が1人の場合は、入札を執行しない。ただし、募集型競争入札においては、入札参加者が1人の場合であっても入札を執行することができる。
- 5 入札の執行を延期又は取りやめた場合における損害は、入札参加者の負担とする。

(無効の入札)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格（第4条第1項で確認した資格又は指名競争入札参加資格をいう。）のない者
- (2) 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のICカードを使用しての入札を含む。）をした者
- (3) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者
- (4) 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した者
- (5) その他不正の目的を持ってICカードを使用した者
- (6) 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者
- (7) 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者（ICカードの失効等により開札できない入札書で入札をした者を含む。）
- (8) 氏名、印鑑（電子署名を含む。）又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件が特定できない入札書で入札した者
- (9) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者
- (10) 委任状を持参しない代理人
- (11) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者
- (12) 開札までに有効な内訳書を提示又は提出しない者
- (13) 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示又は提出した者
- (14) 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を含まない額）を提示又は提出した者（建設工事に係る入札に限る。）
- (15) 開札日において有効な経営事項審査の結果通知のない者（建設工事に係る入札に限る。）
- (16) 開札日における有効な経営事項審査の結果通知において、発注工種に係る経営規模等評価又は総合評定値の通知を受けていない者（建設工事に係る入札に限る。）
- (17) 京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成23年京丹後市告示第68号）に基づく排除措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
- (18) その他入札条件に違反した者

2 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(入札の失格)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格未満の価格で入札した者
- (2) 再度入札において、前回の入札のうち最低入札価格以上の価格で入札した者

(入札書等の取扱い)

第13条 提出された入札書（電子入札システムによるものを含む。）は、開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に

提出する場合がある。

(再度入札)

第14条 初度の入札において、次条に規定する落札者がいない場合は、通常入札の場合においては、直ちに、電子入札の場合においては、市長が指定する日時において再度入札を行う。ただし、再度入札を行わずに入札を打ち切る場合もある。

- 2 前項の再度入札の回数は、1回を限度とする。
- 3 再度入札は、初度の入札に参加した者のみで行う。ただし、初度の入札において無効の入札を行った者又は失格となった者は、再度入札に参加できない。

(落札者の決定)

第15条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価入札者の落札決定)

第16条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、通常入札の場合については当該入札者にくじを引かせ、電子入札の場合については電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札者を定めるものとする。

- 2 前項の場合（通常入札の場合に限る。）において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 電子入札の場合については、第1項のくじ入力番号を入力していない入札書は無効とする。ただし、紙入札者の入札書にくじ入力番号が記載されていない場合においては、運用基準第19条第5項の定めるところにより、当該入札者のくじ入力番号を001とする。

(保留)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合で、直ちに落札決定をすることが不適切又は困難と判断したときは、落札決定を保留する。

- (1) 談合情報等があること又は提出された内訳書の調査結果等により、入札参加者が連合し、不穏の行動をなす等公正な入札を執行することができないおそれがあり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為の有無等について調査等を要すると判断されるとき。
- (2) その他入札執行中に通常予想することができない事象等が発生し、規則等の規定によっても即時に対処できない等の状況があるとき。

(契約保証金等)

第18条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額（消費税及び地方消費税を含めた額とする。）の100分の10以上の契約保証金を納付し、又は提供しなければならない。ただし、

契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 契約保証金は、契約目的物の引渡し等、契約が履行されたときは、これを還付する。

(入札保証金等の振替)

第19条 落札者は、第5条第3項の規定による還付を受けるべき入札保証金を契約保証金の一部に充当するよう申し出ることができる。

(契約書等の提出)

第20条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約書の案に記名押印し、通常入札においては落札決定通知書、電子入札においては入札公告又は指名通知書に明示した日までに、これを入札手続における担当部局に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。ただし、指定期日までに契約書を提出することのできない相当の事由がある場合において、あらかじめ市長の承認を得たときは、その指定期日経過後3日を限度として、期間の延長を認めることができる。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準じる書面を入札手続における担当部局に提出しなければならない。

4 落札者が契約を締結しない場合で、入札保証金を免除しているときは、落札金額（消費税及び地方消費税を含めた額とする。）の100分の5相当額の違約金を徴収する。

(議会の議決を要する契約)

第21条 京丹後市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年京丹後市条例第77号）に規定する議会の議決を要する契約については、京丹後市議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立する。

2 前項の規定を適用する契約において、第18条第1項の規定については、同条中、「契約書の案の提出と同時に」を「本契約成立までに」に読み替えて適用するものとする。

3 第1項の仮契約の当事者が、入札日から京丹後市議会の議決を得る日までに市の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。

4 前項の規定により仮契約を解除した場合においては、市は一切の責を負わないものとする。

(異議の申立)

第22条 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、入札公告、入札説明書、指名通知書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(補則)

第23条 この心得に定めのない事項については、入札公告、指名通知書その他入札条件を示した書面等に定めるところによる。

2 この心得は、草刈等役務の発注において、建設工事の入札参加資格者名簿を準用する場合に準用する。

附 則

この心得は、平成21年4月1日以降に入札公告、指名通知等を行うものに適用する。

附 則

この心得は、平成22年5月6日以降に入札公告、指名通知等を行うものに適用する。

附 則

この心得は、平成23年4月1日以降に入札公告、指名通知等を行うものに適用する。

附 則

この心得は、平成25年4月1日以降に入札公告、指名通知等を行うものに適用する。

附 則

この心得は、平成26年3月1日以降に入札公告、指名通知等を行うものに適用する。

附 則

この心得は、平成27年3月1日以降に入札公告、指名通知等を行うものに適用する。

附 則

この心得は、平成28年4月1日以降に入札公告、指名通知等を行うものに適用する。



# 委任状

私は  
⑩をもって代理人と定め、京丹後市が発注する  
る工事に係る下記の権限を委任します。

記

委任事項 工事入札に関する権限

工事番号

工事名

工事場所

委任期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

おって、本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきものとする。

令和 年 月 日

住所  
委任者

⑩

住所  
受任者

⑩

- 備考 1. 用紙は、A4縦向きを使用すること。  
2. 測量・建設コンサルタント等業務については、本様式中「工事」とあるのを「業務」と文言を適宜修正して使用すること。

「委任状」の記入例

代理人が入札する場合は、必ず委任状が必要となります。  
この場合、記入例により記入してください。  
なお、代理人が入札する場合、入札時に委任状の提出がない場合は、  
入札に参加できませんのでご注意願います。

# 委任状

私は  
大宮 次郎 (印) をもって代理人と定め、京丹後市が発注する  
工事に係る下記の権限を委任します。

当日入札に参加する方（受任者）の氏名を記入してください。

代理人により入札される場合、「入札書に使用する印鑑」及び「入札用封筒の封印に使用する印鑑」と同一印を押印してください。

記

委任事項 工事入札に関する権限

工事番号 ○○第○○号

工事名 令和○年度 市道○○線道路改良工事

工事場所 京丹後市 ○○町○○ 地内

指名通知書に記載のとおり記入してください。

委任期間 令和□□年□□月□□日から  
令和□□年□□月□□日まで

入札日と同日の日付けを記入してください。

おって、本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきものとする。

令和□□年□□月□□日

印鑑は代表者（入札参加資格申請で支店長等に入札・契約に係る権限を年間委任している場合は、当該支店長等）の印鑑（入札参加資格申請で使用印鑑として届出している印鑑）を押印してください。

住所 京都府京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地  
委任者 ○○建設株式会社

代表取締役 京丹後 太郎 (印)

住所 京都府京丹後市大宮町○○□□番地  
受任者 大宮 次郎 (印)

住所欄には本店の住所を、委任者欄には会社名並びに代表者の職及び氏名を記入してください。（入札参加資格申請で支店長等に入札・契約に係る権限を年間委任している場合は、住所欄には当該支店等の住所を、委任者欄には会社名及び当該支店等名称並びに当該支店長等の役職及び氏名を記入してください。）

(様式第2号) 第7条関係

令和 年 月 日

京丹後市長 中山 泰 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ⑩  
電 話 番 号 ( ) -  
F A X 番 号 ( ) -

設計図書等に関する質疑書

工事番号

工 事 名

工事場所

上記の工事について、次の事項を質問します。

番号	設計書番号	図面番号	質問事項

- 注) 1. 用紙は、A4 縦向きを使用すること。  
2. 質問事項ごとに番号を付けること。  
3. 設計書番号には、閲覧設計書のページや番号等を記入し、閲覧設計書のどの部分に係る質問事項かが明確に分かるよう記載すること。  
4. 質問がない場合は、質問書の提出は不要とする。  
5. 測量・建設コンサルタント等業務については、本様式中「工事」とあるのを「業務」と文言を適宜修正して使用すること。

「入札書封筒」の様式例及び記入例

(表)

工事名	令和○年度 市道○○線道路改良工事	} 指名通知書に記載のと おり記入してください。
工事番号	○○第○○号	
<b>入 札 書</b>		
住 所	京都府京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地	
氏名又は名称	○○建設株式会社 代表取締役 京丹後 太郎	

代理人により入札される場合は、代理人の氏名を記入してください。  
例) 住 所 京都府京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地  
氏名又は名称 ○○建設株式会社 代理人 大宮 次郎

(裏) (例 1)

印	印	印
---	---	---

封印は、入札書に使用する印鑑と同一印を押印してください。  
代理人により入札をされる場合は、「入札書に使用する印鑑」と「委任状の受任者欄に使用する印鑑」と同一印を押印してください。

(例 2)

印	印
---	---

- 備考
1. 入札用封筒は、表面に「入札書」と記入するとともに、工事名、工事番号、住所及び氏名又は名称を記入し、封かん（封の糊付け）の上、裏面に封印をして下さい。
  2. 再度入札の際の入札用封筒には、「再」の字の記入は不要です。
  3. 測量・建設コンサルタント等業務については、本様式例中「工事」とあるのを「業務」と文言を適宜修正して使用すること。

(様式第3号) 第7条関係

# 入札書

金額	
工事名	
工事番号	
工事場所	
<p>設計書、仕様書、仕様書、図面及び実地を熟覧し、入札の諸条件を承諾の上、上記金額にて入札します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名又は名称 <span style="float: right;">印</span></p> <p>京丹後市長 中山 泰 様</p>	

- 備考
1. 入札書は、入札用封筒に入れて提出すること。
  2. 用紙は、A4縦向きを使用すること。
  3. 測量・建設コンサルタント等業務については、本様式中「工事」とあるのを「業務」と文言を適宜修正して使用すること。

「入札書」の記入例

# 入札書

金額	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	金額表示は、 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇- でも構いません。
工事名	令和〇年度 市道〇〇線道路改良工事	指名通知書に記載のと おり記入してください。
工事番号	〇〇第〇〇号	
工事場所	京丹後市 〇〇町〇〇 地内	

設計書、仕様書、仕様書、図面及び実地を熟覧し、入札の諸条件を承諾の上、上記金額にて入札します。

令和□□年□□月□□日

入札日当日の日付けを  
記入してください。

印鑑は代表者（入札参加資格申請で支店長等に入札・契約に係る権限を年間委任している場合は、当該支店長等）の印鑑（入札参加資格申請で使用印鑑として届出している印鑑）を押印してください。

住 所 京都府京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地

氏名又は名称 〇〇建設株式会社 代表取締役 京丹後 太郎 印

### 【代理人により入札される場合】

- ・ 代理人の住所及び氏名を記載の上、代理人の印を押印してください。この場合、代表者（入札参加資格申請で支店長等に入札・契約に係る権限を年間委任している場合は、当該支店長等）印の押印は、不要となります。
- ・ 代理人の住所及び氏名は、委任状の受任者欄の住所、氏名と同一とし、印鑑も委任状の受任者欄に使用する印鑑及び入札用封筒の封印に使用する印鑑と同一印を押印してください。
- ・ 代理人氏名又は代理人の印の押印がない場合、入札書が無効となります。

(記入例)

住 所 京都府京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地

氏名又は名称 〇〇建設株式会社 代理人 大宮 次郎 印

代理人印の押印

備

3. 測量・建設コンサルタント等業務については、本様式中「工事」とあるのを「業務」と文言を適宜修正して使用すること。

「再」入札書の記入例

「再」の字を2箇所に記入し、「2字挿入」と記入すること。(記入方法は、手書き又は押印のどちらでも構いません。)

2字挿入



再 入 札 書

金 額	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
工 事 名	令和〇年度 市道〇〇線道路改良工事
工 事 番 号	〇〇第〇〇号
工 事 場 所	京丹後市 〇〇町〇〇 地内

設計書、仕様書、仕様書、図面及び実地を熟覧し、入札の諸条件を承諾の上、上記金額にて **再** 入札します。

同一印を押印すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

再入札時には、初度の入札時に使用した封筒を返却しますので、当該返却した封筒に再入札書を入れて提出してください。(電子入札案件における紙入札者については、別途指示する方法により再入札書を提出してください。)

住 所 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

氏名又は名称 〇〇建設株式会社 代表取締役 京丹後 太郎 印

【代理人により入札される場合】

- ・ 2字挿入の横に押印する印は、代理人の印と同一印を押印してください。

再 入 札 書

2字挿入



金 額	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
工 事 名	令和〇年度 市道〇〇線道路改良工事
.....	
住 所	京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
氏名又は名称	〇〇建設株式会社 代 理 人 大宮 次郎 印

同一印を押印すること。

備

# 入札辞退届

工事番号

工事名

工事場所

この度、上記工事の指名を受けましたが、次の理由により入札を辞退します。

理由

--

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称

印

京丹後市長 中山 泰 様

- 備考
1. 用紙は、A4 縦向きを使用すること。
  2. 測量・建設コンサルタント等業務については、本様式中「工事」とあるのを「業務」と文言を適宜修正して使用すること。



# 入札辞退届

工事番号 ○○第○○号

工事名 令和○年度 市道○○線道路改良工事

工事場所 京丹後市 ○○町○○ 地内

指名通知書に記載の  
とおり記入してください。

この度、上記工事の指名を受けましたが、次の理由により入札を辞退します。

入札方式が、一般競争入札の場合は、「指名」の部分を  
「入札参加資格の確認」と修正してください。

理由

入札を辞退する理由を簡潔に記入してください。  
なお、辞退理由は、「都合により」、「諸事情により」等  
を避け、できるだけ具体的に記入してください。

令和○○年○○月××日

辞退届の提出日を記入  
してください。

住 所 京都府京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地

氏名又は名称 ○○建設株式会社 代表取締役 京丹後 太郎 印

京丹後市長 中山 泰 様

印鑑は代表者（入札参加資格申請で支店長等に入札・契約に係る  
権限を年間委任している場合は、当該支店長等）の印鑑（入札参加  
資格申請で使用印鑑として届出している印鑑）を押印してください。

- 備考
1. 用紙は、A4 縦向きを使用すること。
  2. 測量・建設コンサルタント等業務については、本様式中「工事」とあるのを「業務」と文言を適宜修正して使用すること。

# 入札参加申請取下届

工事番号

工事名

工事場所

令和 年 月 日付で申請した上記工事の入札参加資格確認申請について、次の理由によりその申請を取り下げます。

理由

--

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称

印

京丹後市長 中山 泰 様

- 備考
1. 用紙は、A4 縦向きを使用すること。
  2. 測量・建設コンサルタント等業務については、本様式中「工事」とあるのを「業務」と文言を適宜修正して使用すること。

「入札参加申請取下届」の記入例

# 入札参加申請取下届

工事番号 ○○第○○号

工事名 令和○年度 市道○○線道路改良工事

工事場所 京丹後市 ○○町○○ 地内

入札公告に記載のとおり記入してください。

令和□□年△△月□□日付けで申請した上記工事の入札参加資格確認申請について、次の理由によりその申請を取り下げます。

入札方式が、公募型指名競争入札の場合は、「資格確認」の部分を取り、「入札参加申請」と修正してください。

理由

申請を取り下げする理由を簡潔に記入してください。  
なお、辞退理由は、「都合により」、「諸事情により」等を避け、できるだけ具体的に記入してください。

令和□□年□□月××日

取下届の提出日を記入してください。

住所 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

氏名又は名称 ○○建設株式会社 代表取締役 京丹後 太郎

印

京丹後市長 中山 泰 様

印鑑は代表者（入札参加資格申請で支店長等に入札・契約に係る権限を年間委任している場合は、当該支店長等）の印鑑（入札参加資格申請で使用印鑑として届出している印鑑）を押印してください。

- 備考
1. 用紙は、A4 縦向きを使用すること。
  2. 測量・建設コンサルタント等業務については、本様式中「工事」とあるのを「業務」と文言を適宜修正して使用すること。